

令和3年10月29日
(2021年)

報道各社 各位

消防局総務課長

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1 事案の概要

消防局所属の処分対象職員は、令和3年9月24日午前0時47分頃、知人に会う目的で、尼崎市の自宅から自家用車を運転して大阪市中央区まで行き、知人と合流後にコンビニで酒類を購入し、路上で飲酒しました。

その後、酒気帯び状態であることを認識していたにもかかわらず、同日午前3時45分頃から自家用車を30分程度(約10km)運転、午前4時17分頃、尼崎市内の片側2車線の道路において、反対車線の歩道上の植栽を乗り越え、ブロックフェンスに衝突する交通事故をおこし、警察への必要な報告をせず交通事故現場から一時的に逃亡したものです。

職員は同日午後5時31分に酒気帯び運転及び交通事故後の報告義務違反により逮捕され、10月4日付で略式起訴による罰金33万円の略式命令を受けたものです。

2 処分年月日

令和3年10月29日

3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
消防局	消防士	21歳	男性	免職

4 処分理由

当該職員の行為は、飲酒運転により、約30分間、自動車を走行させ交通事故を起こすとともに、交通事故後に警察への必要な報告をせず逃亡したもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、高い倫理観及び規範意識が求められる公務員として、また市民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、あるまじき行為であり、西宮市消防職員の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

問い合わせ先：消防局総務課：大月 (TEL:0798-32-7303)